

令和5年6月28日

原爆被爆者健康診断対象者 様

鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課長

令和5年度原爆被爆者健康診断（一般検査・がん検診・精密検査）の
受診案内について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので、この機会に受診されるよう
御案内します。

なお、今回案内する健康診断受診は必須ではありません。通院中やかかりつけ
医のある方は、担当医に御相談の上、受診してください。

記

1 対象検査

被爆者健康手帳所持者：一般検査・希望による健診（年2回まで、うち1回はがん検診）、精密検査

第一種健康診断受診者証所持者：一般検査・希望による健診（年2回まで、うち1回はがん検診）、精密検査

第二種健康診断受診者証所持者：一般検査（年1回のみ）

2 実施期間

(1) 一般検査：上期 令和5年7月1日（土）～9月30日（土）
下期 令和5年10月1日（日）～12月31日（日）

(2) 希望による健診：随時

(3) がん検診：令和5年7月1日（土）～12月31日（日）
※胃・肺・乳・子宮・大腸，多発性骨髄腫

(4) 精密検査：令和5年7月1日（土）～12月31日（日）
※(1)の一般検査で要精密と診断された場合のみ

3 受診できる医療機関

県と契約している医療機関（別添一覧表参照）

4 受診方法

3の医療機関の中から選んで、電話等で予約の上、受診してください。

5 料金等

- ① 健康診断に係る料金は無料です。
- ② 交通費については、受診者からの請求に基づき県が支給します（ただし、支給対象とならない場合もありますので、別添の「交通手当」を参照してください）。

6 受診に必要な書類

- ① 被爆者健康手帳または健康診断受診者証
- ② 保険証
- ③ 問診票（同封しています）
- ④ 健康診断個人票（同封しています）
※問診票と健康診断個人票（太枠の部分）は、必ず記載して医療機関に持参してください。

7 受診後提出する書類

交通手当支給申請書（同封の申請書）
※支給対象となる場合に限りです。

8 書類の提出先

県庁健康増進課 疾病対策係
《住所》
〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課 疾病対策係 坂ノ上（さかのうえ） 電話 099-286-2714 FAX 099-286-5556
